

長野県道路占用工事共通仕様書

目 次

第1章 総 則

第1節 通 則

第2節 施 工 計 画

第3節 保 安 対 策

第4節 工 事 現 場 管 理

第5節 施 工 の 管 理

第2章 掘削・施設の撤去工事

第1節 掘 削 等

第2節 土 留 工

第3節 覆 工

第3章 道 路 施 設 の 復 旧

第1節 路体及び路床の復旧（埋め戻し）

第2節 補装路面の復旧

第3節 コンクリート構造物の復旧

第4節 道路付属物等の復旧

第1章 総則

第1節 通則

(適用)

第1条 この仕様書は、長野県が管理する道路の占用工事（以下「占用工事」という。）に適用する。

- 2 道路の占用の許可若しくは同意を受けようとする者又はこれを受けた者（以下「占用者」という。）が、道路の占用を計画し又は占用工事を実施するときは、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）、同施行令（昭和27年12月4日政令第479号）及び同施行規則（昭和27年8月1日建設省令第二25号）、並びに道路占用許可（回答）書及びその添付図面に記載された事項、許可又は同意に付された条件、「道路占用工事事務手続書（地下埋設物）」（平成13年3月27日付け12道維第498号 建設事務所長あて道路維持課長通知）（以下「手続書」という。）及びこの仕様書に定めるところによるとともに、工事の実施に関する諸規定を遵守しなければならない。
- 3 仮設、工法等占用物件を完成させるために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、占用者が定め、工事を施工する。
- 4 道路占用許可（回答）書及びその添付図面に記載された事項、許可又は同意に付された条件及び特に必要として建設事務所長（以下「所長」という。）が指示した事項は、この仕様書に優先する。
- 5 占用者は、道路占用許可（回答）書の内容、並びにこの仕様書の適用及びその内容について、占用工事の従事者に周知しなければならない。

(所長の指示)

第2条 占用者は、占用工事に着手しようとしたとき、又は施工中に、その施工方法等（道路に関するものに限る。）を確認する必要があるときは、所長から指示又は指導を受けることができる。

- 2 占用者は、予測し得ない事情等により占用工事の内容を変更しなければならないときは、「道路占用工事変更届」を所長に提出しなければならない。（手続書様式2号）
- 3 占用者は、前項の届出の内容について、所長が道路管理上必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。
- 4 占用者は、所長が必要として占用工事の実施に関する資料を求めたときは、遅滞なくこれに従わなければならない。

(工事の着手及び完了)

第3条 占用者は、占用工事に着手しようとするときは、「占用工事着手届」を所長に提出しなければならない。（手続書様式1号）

- 2 占用者は、占用工事が完了したときは、速やかに「占用工事完了届」を所長に提出しなければならない。（手續書様式3号）

(完了の確認)

第4条 占用者は、占用工事が完了したときは、速やかに当該完了に関する確認を受けなければならない。

2 占用者は、前項の規定にかかわらず、所長が指示したときは、占用工事の施工済み部分について確認を受けなければならない。

3 前各項に定める確認の方法等は、別に所長が指示する。

4 第1項及び第2項の確認に要する費用は、原則として占用者の負担とする。

(工事の手直し)

第5条 占用者は、前条の確認の結果、所長から工事の手直し等の指示を受けたときは、その指示に従い必要な措置を講じなければならない。

2 占用者は、前項の措置を講じたときは、遅滞なく所長に届け出て、当該措置の適正について確認を受けなければならない。

(工事に起因した損害及び紛争の処理)

第6条 占用者は、占用の計画又は占用工事に起因して道路の施設に損傷を与えたとき、第三者に損害を与えたとき又は第三者との間に紛争を生じさせたときは、遅滞なく所長に報告しなければならない。

2 前項の損傷、損害又は紛争の処理は、占用者の責任において行うものとする。

(その他)

第7条 占用工事の実施に関し、占用者がこの仕様書又はその他の規定若しくは指示に違反したときは、道路法及び関係する法規の規定に基づき、占用工事の中止及び道路の原形復旧を命じ、占用の許可又は同意を取り消すことがある。

2 占用者は、占用工事に係る道路の復旧工事を実施した後において、当該復旧工事の実施の瑕疵により道路施設に障害を生じさせたときは、その完了の確認を受けた日の翌日から起算して2年間を限度として、これを修復しなければならない。

第2節 施工計画

(施工計画書の提出)

第8条 占用者は、占用の許可を申請し又は占用の同意を協議するときは、この仕様書に基づき占用工事の実施に関する計画書（以下「施工計画書」という。）を策定し、申請又は協議の添付書としてこれを提出しなければならない。ただし、占用工事が簡易なとき又は所長が承諾したときは、記載事項の一部又は全部の提出を省略することができる。

2 施工計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 工事の概要説明
- (2) 工事の実施方法に関する説明
- (3) 工事の実施工程に関する説明
- (4) 工事に使用する資機材に関する説明
- (5) 工事の施工管理に関する説明
- (6) 工事の安全管理に関する説明
- (7) 現道の交通処理の方法に関する説明

- (8) 環境保全に関する説明
- (9) 緊急時の連絡体制に関する説明
- (10) その他工事の実施に関し必要な説明

(地元説明)

第9条 占用者は、占用工事の実施に先立ち、施工箇所の周辺住民にこれを説明し周知させ、紛争又は苦情の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

第3節 保安対策

(工事中の安全確保)

第10条 占用者は、土木工事安全施工技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、平成10年3月19日）（以下「安全指針」という。）及び建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長、平成6年11月1日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。

2 占用者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達、平成5年1月12日）（以下「公衆要綱」という。）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

(事前の調査等)

第11条 占用者は、占用工事を計画し若しくは設計し又は占用工事の実施方法を決定しようとするときは、工事現場及び工事用通路等の関係する箇所並びにその周辺における道路施設及び他の占用物件について、当該施設及び物件の管理者に立会を求め、その位置、構造及び老朽度を調査し、公衆災害の防止に必要な措置を講じなければならない。

2 占用者は、地下埋設物等の重要な施設に近接して占用工事を実施しようとするときは、あらかじめそれらの施設の所有者又は管理者及び関係機関と協議し、施工の各段階における関係法令に準拠した保安上必要な措置、地下埋設物等の防護方法、関係者の立会の要否、緊急時の通報体制及び保安上の措置の実施区分等を定めなければならない。

3 占用者は、前項の重要な施設がガス管等の危険物であるときは、その具体的な措置として次の各号に掲げる事項をあらかじめ定めなければならない。

- (1) ガス等の漏洩が発生したときの付近住民に対する警報及び避難処置の方法
- (2) ガス等の漏洩が発生したときにおける通報責任者の氏名及び建設事務所、ガス供給事業者、警察、消防等関係機関への連絡方法
- (3) 緊急処理用機械の配備等の緊急処理体制に関する事項
- (4) ガス管等の防護のため現地に立会うガス事業者の現場責任者の氏名及びその連絡先
- (5) 前各号のほか、事故防止対策上必要な事項

(既存の埋設物の保全)

第12条 占用者は、占用工事に、掘削、杭、矢板等の打設又は穿孔等地表面下に及ぶ工種が伴うときは、前条に定める「事前の調査等」に基づく保安措置のほか、公衆要綱「第5節 埋設物」に定めるところに準拠し、既存の埋設物を保全しなければなら

ない。

第4節 工事現場の管理

(作業場)

第13条 占用者は、占用工事を実施するに必要な作業区域（以下「作業場」という。）について、この節に定めるところによるほか、公衆要綱「第2節 作業場」、「第12節 機械、電機」、及び「第14節 高所作業」から「第17節 その他」までの定めに準拠して善良に管理しなければならない。

2 作業場は、必要最小限の範囲とし、路面の掘削等一般交通の制限を伴う工事にあって作業を実施しない時間帯は、原則として道路の交通機能を回復し一般交通の安全を確保しなければならない。ただし、占用工事の規模、その他安全管理上の理由から所長が認めたときは、作業を休止する時間帯においても作業場を継続して存置することができる。

(許可証の掲示)

第14条 占用者は、作業場内の視認できる場所に、工事が占用工事であることを表わす標示板を設置しなければならない。

2 標示板には、占用者名、占用許可の番号及び日付、占用目的、占用の内容、占用期間並びに工事期間を記載し、占用工事が請負工事の場合は請負者名、工事担当者名及び工事担当者の連絡先を記載しなければならない。

(隣接工事との調整)

第15条 占用者は、占用工事に隣接して又は同一場所において他の工事が実施されているときは、当該他の工事の実施者と協議し、協調して施工しなければならない。

(自然現象への対策)

第16条 占用者は、豪雨、出水、地震等の自然現象に留意し、常にその対策を講じておかなければならない。

(交通処理)

第17条 占用者は、占用工事により一般交通を制限する必要があるときは、公衆要綱「第3節 交通対策」に定めるところに準拠し、「道路工事保安施設設置基準（案）」（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）を参考に、交通処理施設の具体的な設置方法を定め、「道路法第46条に基づく道路の通行禁止制限報告について」（昭和50年2月7日付け49道維第448号建設事務所長あて土木部長通知）に定める、道路通行制限願を所長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の交通処理施設は、第13条第1項の作業場の保安施設と併用することを妨げない。

(危険物の取扱い)

第18条 占用者は、火薬、ガソリン、電気等危険物を使用しようとするときは、その保管及び取扱いについて関係法令に定めるところにより万全の方策を講じなければならない。

2 占用者は、火薬類を使用して工事を実施するときは、あらかじめその使用に係る

関係機関の許可を受け、その許可書の写し及び使用計画書を所長に提出しなければならない。

(騒音振動対策)

第19条 占用者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和51年3月建設省大臣官房技術参事官通達)に従い、騒音、振動の防止又はその軽減に努めなければならない。

第5節 施工の管理

(使用材料)

第20条 占用者は、道路占用許可(回答)書、その条件書及びこの仕様書で使用が認められた材料又は「長野県土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)の「第2章 材料」に定める規格の材料以外のものを使用して占用工事(占用物件を除く)を実施してはならない。

(品質管理)

第21条 占用者は、占用工事に使用する材料について、常にその品質及び規格を管理し、良好な状態で使用しなければならない。

2 占用者は、所長が、占用工事に使用する材料を確認するため、その資料の提出を求めたときは、遅滞なくこれに従わなければならない。

(施工管理)

第22条 占用者は、占用工事の実施に際し、現地に工事責任者を配置して工事の内容を管理しなければならない。

2 占用者は、「長野県土木部施工管理基準」(昭和48年4月1日48監第372号)(以下「管理基準」という。)により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、所長がその提出を求めたときは、遅滞なくこれに従わなければならない。

3 占用者は、占用工事の各工程について常に施工計画書と照合し、適正な進捗に努めるとともに、次の各号に掲げる工種についてはその実施内容を把握し、所長がその報告を求めたときは、遅滞なくこれに従わなければならない。

(1) 車道又は歩道(路肩を含む)を掘削するとき。

(2) 橋梁、擁壁、石積等重要な道路構造物(以下「重要構造物」という。)を取り壊し又はこれらに工作するとき、及びこれらに接近して道路の部分を掘削するとき

(3) 地下に占用物件を埋設するとき

(4) 重要構造物を原形に回復するとき

(5) 路面を復旧するとき

(6) その他所長が特に指定した工種を施工するとき

4 占用者は、前項各号の工種において外観で確認できない部分及び工事着手前後の道路状況、並びに占用物件(地下埋設部分に限る)の設置状況について、その詳細を写真に撮影し、代表的なものを所長に提出しなければならない。

5 占用者は、所長が前項の規定により撮影した写真の全て又は必要とする箇所の提出を求めたときは、遅滞なくこれに従わなければならない。

(発生品の処理)

第24条 占用者は、占用工事のため取り外した道路の施設について、所長が指定した場所へ搬送し納めなければならない。

第2章 掘削・施設の撤去工事

第1節 掘削等

(掘削及び施設の撤去)

第25条 占用者は、占用物件を地下に埋設するため道路を横断的に掘削する場合は、原則として推進若しくは削進による工法又はこれに準じた工法（以下「推進工法」という。）によらなければならない。

- 2 占用者は、道路を開削し又は道路の施設を取り壊し若しくは取り外すときは、次の各号に掲げるところによらなければならない。
- (1) 舗装の取り壊しは、コンクリートカッター等を用い、取り壊し部分とその周囲とを明確に縁切りした上で実施しなければならない。
 - (2) 擁壁、石積、側溝、ブロック、ガードレール等道路の構造物又は付属物を撤去するときは、その範囲を必要最小限にとどめ、その作業は、慎重かつ丁寧に実施しなければならない。
 - (3) 事前調査の結果、掘削することにより他の占用物件等に損傷を与えるおそれがあると認められる場合は、人力で試掘を行い、他の占用物件等の管理者の立会を求め、防護対策をしなければならない。
 - (4) 土砂等の掘削は、布掘り又は壺掘りによるものとし、抉り掘りをしてはならない。
 - (5) 掘削は、地質及び地形の状況により、必要に応じて土留工等の工法をもって、所定の深さに掘り下げなければならない。
 - (6) 掘削箇所の近くに崩壊又は破損のおそれがある構造物があるときは、特に注意して悪影響を及ぼさないよう措置しなければならない。
 - (7) 掘削最下部を掘り取る場合は、過掘りとならないようていねいに行わなければならぬ。
 - (8) 掘削は、原則として一日の工程で復旧又は覆工し得る範囲ごとに実施しなければならない。
 - (9) 沿道に接近して掘削する場合は、沿道から道路への出入を妨げないように必要な措置を講じなければならない。

(補助工法の採用)

第26条 占用者は、掘削する地盤が軟弱でその施工が困難なとき、又は掘削が周辺の地盤若しくは構造物に影響を及ぼすおそれのあるときは、公衆要綱「第8節 補助工法」に定めるところに準拠した必要な措置を講じなければならない。

(推進工法)

第27条 推進工法による掘削は、次の各号に掲げるところによるほか、公衆要綱「第13

節 シールド工事及び推進工事」に定めるところに準拠しなければならない。

- (1) 施工に必要なピットは、原則として車道、歩道等の一般交通に供する以外の部分に設けること。
- (2) 施工にあたっては、必要以上の先掘及び一切の抉り掘りをしてはならないこと。
- (3) 施工後において必要と認めるときは、軸体の内部から薬液等を注入し軸体と地盤との空隙を埋めなければならないこと。

(建設副産物)

第28条 占用者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、道路占用許可（回答）書、その条件書及びこの仕様書に定める内容によらなければならぬ。

- 2 占用者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は、搬出伝票、産業廃棄物は、廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理しなければならない。
- 3 占用者は、建設副産物適正処理推進要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- 4 占用者は、舗装の破片又は掘削により発生した土砂を、前各項に従い直ちに工事箇所から排出し、車道に滞積したり路上で小割りしたりしないものとし、その運搬方法等は公衆要綱「第10節 残土等の処理」に定めるところに準拠しなければならない。

(湧水等の処理)

第29条 占用者は、掘削部分の地盤が軟弱で湧水等が認められたときは、公衆要綱「第9節 湧水等の処理」に定めるところに準拠して処置しなければならない。

第2節 土留め工

(土留め工を必要とする掘削)

第30条 占用者は、掘削工事の実施においては、公衆要綱「第6節 土留め工」に定めるところに準拠して必要な土留め工を施さなければならない。

第3節 覆工

(覆工の方法)

第31条 占用者は、第25条第8号の「機能の回復」を覆工で処置するときは、公衆要綱「第7節 覆工」に定めるところに準拠しなければならない。

第3章 道路施設の復旧

第1節 路体及び路床の復旧（埋め戻し）

(通則)

第32条 路床とは、舗装路盤の底面から下方へ1メートルの範囲をいい、それより下方の部分を路体という。

(施工の基準)

第33条 占用者は、路体及び路床について、第39条第1項に規定する本復旧の構造に合わせて計画し施工しなければならない。

- 2 占用者は、路体及び路床の埋め戻しにあたっては、公衆要綱「第11節 埋戻し」に定めるところに準拠しなければならない。

(杭、矢板等の処理)

第34条 占用者は、土留め工として打設した杭、矢板等は掘削部分の埋め戻しの際、その安全性を確認しながら完全に排除しなければならない。

- 2 占用者は、杭、矢板等を抜き去ることができないため切断する場合は、事前に所長の承諾を受けなければならない。この場合は、原則として車道部は路面からの深さ2.5メートル以上、歩道部は路面からの深さ1.5メートル以上で切断しなければならない。

(埋め戻し部分の事前点検)

第35条 占用者は、埋め戻しにあたっては、埋め戻し部分に工事用材料等が残存しないよう清掃等をし、必要な点検及び確認を実施しなければならない。

- 2 占用者は、埋め戻しにあたっては、埋設する物件及び掘削による露出した他の埋設物等の安全性について再確認し、不良な埋設物があったときは当該物件の管理者に立会を求め、適切な措置を講じさせなければならない。

(埋め戻し材料)

第36条 埋戻しの材料は、原則として、クラッシャーラン40mm以下(新材又は再生材)を使用しなければならない。

- 2 車道部の埋戻しは、路面から深さ1.2メートル以上(歩道部にあっては50センチメートル)の部分にあっては、良質土(修正CBR20以上)を使用することができる。

(埋め戻し方法)

第37条 占用者は、埋設物件の周囲を砂等を使用し十分締め固め、埋め戻し後に埋設物の沈下等の障害が発生しないよう処置しなければならない。

- 2 占用者は、路体の埋め戻しにあっては、仕上がり厚さが30センチメートル以下を1層として、路床の埋め戻しにあっては、仕上がり厚さが20センチメートル以下を1層として、各層を水平に十分締め固めながら所定の高さまで埋め戻すものとする。
- 3 前項の埋め戻しは、埋め戻し機械により入念に行わなければならない。
- 4 路体及び路床は、管理基準の「品質管理基準及び規格値23 道路土工」により管理し、その規格値以内でなければならない。

(非舗装部分の埋め戻し)

第38条 非舗装部分の埋め戻しは、その地表面まで路体の復旧方法に準じて行うものとする。

第2節 舗装路面の復旧

(復旧の原則)

第39条 復旧する舗装の構造は、原形の回復を原則として道路占用許可（回答）書又はその条件書に記された舗装構成によらなければならない。

- 2 占用者は、車道（路肩を含む）及び歩道等の舗装路面を復旧するときは、原則として、仮舗装復旧（以下「仮復旧」という。）を行った後、相当な期間を経てから、前項に定める舗装構成による舗装の施工（以下「本復旧」という。）をしなければならない。
- 3 前項に定める相当な期間とは、路面の沈下が安定するまでの間とし、本復旧の具体的な時期は所長の承認を受けて決定しなければならない。
- 4 仮復旧又は本復旧をしたときは、これに付随する区画線等の路面表示を遅滞なく施工し、道路交通の安全を確保しなければならない。
- 6 本復旧の施工範囲は、道路法施行規則第4条の4の7第1項に規定する範囲を測量して確定するものとし、施工範囲を確定した後、所長に「路面復旧工事面積確認依頼書」を提出し、現地において施工範囲の確認（以下「面積確認」という。）を受けなければならない。
- 7 面積確認の結果、前項の施工範囲以外に、所長が道路の構造、交通の状況、土質等を総合的に判断し、掘削前の構造耐力を保持するために必要と認めた範囲があるときは、その必要とする範囲を含め本復旧しなければならない。

(仮復旧の構造)

第40条 前条第3項の仮復旧は、原則として次の舗装構成による。

区分	路盤工	表層工
車道	クラッシャーラン40mm以下 (新材又は再生材) 現道と同じ厚さ以上	粗粒度アスコン（新材又は再生材） 5センチメートル
歩道	クラッシャーラン40mm以下 (新材又は再生材) 現道と同じ厚さ以上	細粒度アスコン13③（新材又は再生材） 3センチメートル

- 2 仮復旧は、原則として埋戻し完了後直ちに行わなければならない。
- 3 仮復旧が終了しなければ、当該区間を交通開放してはならない。ただし、やむを得ず交通開放する場合は、仮復旧に準じた措置を取り、所長の承諾を得なければならない。

(仮復旧後の路面補修等)

第41条 舗装路面を仮復旧したときは、占用者自らが路面沈下等の障害の有無を定期的に調査し、これらの発生を認めたときは直ちにこれを所長へ届け出た上で補修し、道路交通の安全を確保しなければならない。

- 2 仮復旧部分については、占用工事の仮復旧中であること及び本復旧工事の施工予定期限等の周知をしなければならない。

(舗装工)

- 第42条 路盤工、アスファルト舗装工及びセメントコンクリート舗装工の復旧は、共通仕様書「第1編第6節 一般舗装工」に定めるところに準拠しなければならない。
- 2 舗装工は、管理基準により管理し、その規格値以内でなければならない。

第3節 コンクリート構造物の復旧

(復旧の方法)

- 第43条 占用者は、占用工事のため舗装以外のコンクリート構造物（以下「構造物」という。）を取り壊した後これを復旧するときは、共通仕様書「第5章 無筋、鉄筋コンクリート」に定めるところに準拠しなければならない。
- 2 構造物の復旧は、原形機能の回復を原則とする。
- 3 構造物の施工は、管理基準により管理し、その規格値以内でなければならない。

第4節 道路付属物等の復旧

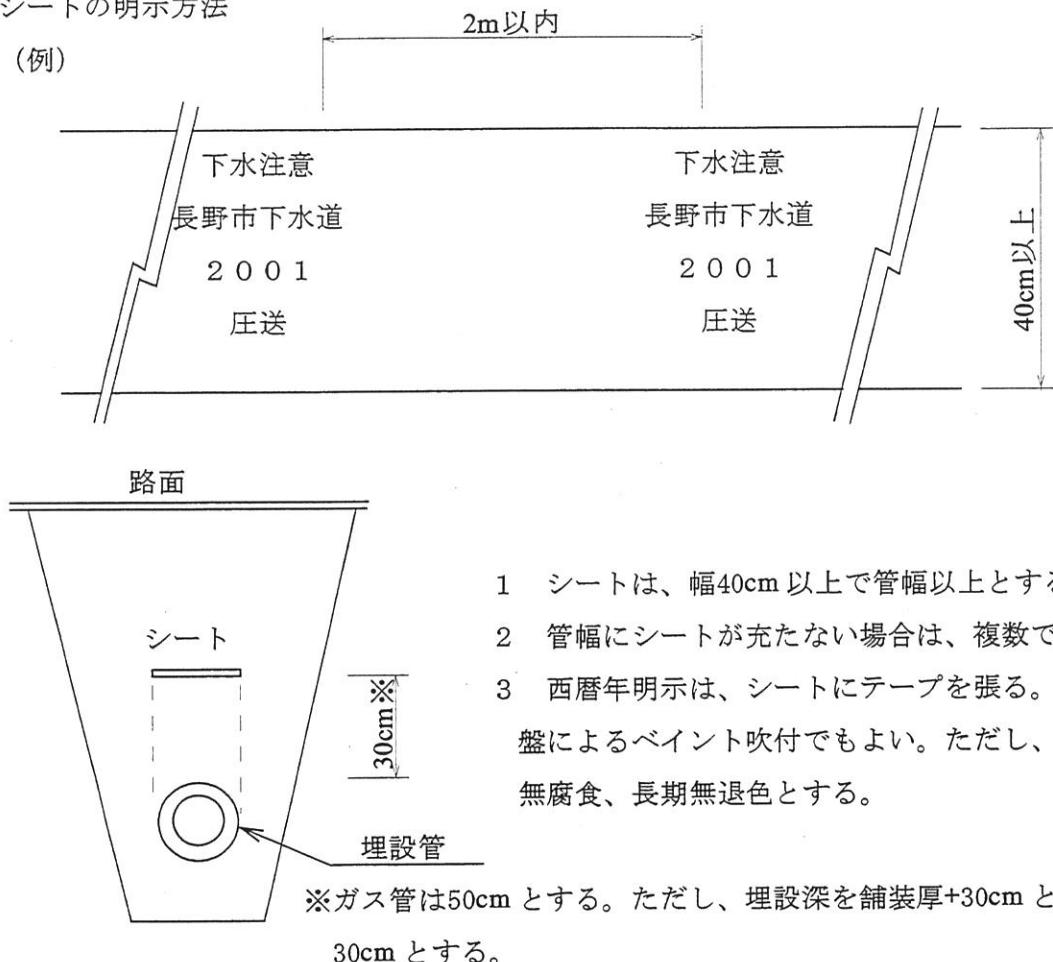
(復旧の方法)

- 第44条 占用者は、占用工事のためのガードレール、道路標識、道路照明等の道路付属物を撤去した後、これを復旧するときは、共通仕様書「第1編第3章 一般施工」及び「第6編第2章 舗装」に定めるところに準拠しなければならない。
- 2 前項の道路付属物の復旧は、原形の機能回復を原則とする。
- 3 撤去する道路付属物が重要な施設で、これを撤去している間その機能を確保する必要があるときは、これに代わる機能を措置しなければならない。
- 4 復旧に使用する資材は、撤去で発生した従前の資材のうちその使用を認められたもの以外は再使用してはならない。
- 5 道路付属物の施工は、管理基準により管理し、その規格値以内でなければならない。

道路占用工事共通仕様書第23条の明示方法

1 シートの明示方法

(例)

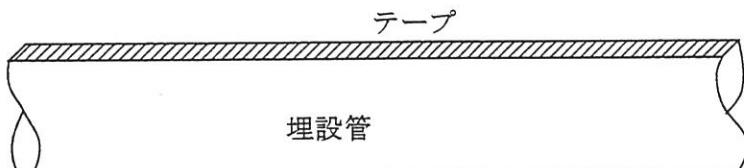


1 シートは、幅40cm以上で管幅以上とする。

2 管幅にシートが充たない場合は、複数でもよい。

3 西暦年明示は、シートにテープを張る。又は文字盤によるペイント吹付でもよい。ただし、耐薬品性、無腐食、長期無退色とする。

2 テープの明示方法

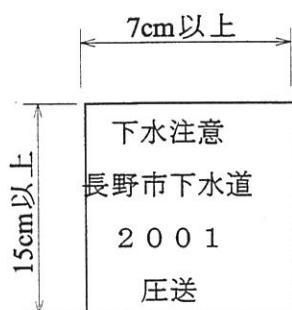


注) 1 3cm以上のテープを管上部に貼付すること。

2 テープの添付が困難なときは、管に巻付等、適当な方法で明示すること。

3 非鋼管には、ロケーティングワイヤー等も、考慮すること。

3 明示板による方法 (橋梁等)



橋梁添架の基準

1 一般事項

- (1) 木橋には、原則として添架は認めない。ただし、臨時的な仮添架については現地調査、占用期間等により考慮する。

(注) 木橋の補修時に添架物があったため工費が高くなったり又は破損されたりすることが予測されるので、原則として認めない方針である。ただし、臨時的な水道管等で1年以内の占用であること。又その期間中に橋梁の補修工事等が予測されない場合はやむを得ない。(下部鉄筋コンクリート造りで上部木造の場合木橋とみなす)

- (2) 添架物の図面は、平面図、側面図、断面図及び詳細図を添付し、各部材の各寸法、その地点のH・W・L及び堤防天端高等を必ず図面に明示すること。なお、その場合既設添架物の位置、重量等も明示すること。

- (3) 添架物は、桁下以下に添架してはならない。

- (4) 床版及び高欄に添架物を設置する構造物をとりつけないこと。ただし、床版については、床版橋であって新橋の工事に併せて添架装置を設ける場合を除く。

(注) 床版及び高欄に添架物を取り付けようとすれば、コンクリートを下から穿孔したり、鋼板に溶接等を施工しなければならないので、いくら入念に施工しても脱落が不行届となり、その作業も困難であり、腐食や破損の原因になる恐れも十分考えられるので、認めないこととする。なお、高欄にバンド等の吊金物を取り付けて添架することは、上記同様腐蝕や破損の原因となり、美観上からも認めない。

- (5) 橋梁上部構の一次部材の直接添架は原則として認めない。二次部材でも主に軸力のみで設計された部材、例えば横構等には添架は認めない。

(注) 一次部材とは、荷重を主として受け持つ部材である。

- (6) 橋に添架する占用物件が、特に道路工事その他公益上の理由により支障のある場合は、必ず当該占用物件の占用者の費用で撤去する旨の誓約書を提出させること。

再添架の場合は、占用協議を行う。

- (7) 橋台橋脚部を添架物が貫通する場合は、必ず鞘管を入れること。また、貫通部のパラペット鉄筋を切断しなくてはならない場合には、断面強度が切断以前に比べて等しいか、それ以上になるようにしなければならない。

- (8) 贫通部に鋼板のBOXを埋めて、BOX内部につめたモルタルの中を添架物を通すよつな場合も、必ずモルタルの中に鞘管を入れてその中を添架物を通すこと。またこの際BOXの外側面には、パラペット鉄筋と同径の数本の鉄筋を溶接し、パラペット鉄筋を十分な長さ(鉄筋径×31.7以上)の継手又は溶接で連結すること。また、パラペット鉄筋を切断した場合には、必ずその鉄筋をBOXの鉄筋と連結しておくこと。

- (9) 橋台背後の道路部分において道路面と占用物件の上面が、「道路占用許可基準」に定めた値以上の